一般社団法人日本デフ陸上競技協会　寄附金等取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下「協会」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「寄附金」とは、寄附者が、協会が行う公益目的事業及び法人運営に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく寄附する金銭をいう。

２この規程において「その他の財産」とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等を実施する際に使用するため、反対給付を受けることなく寄附する物品、固定資産等（以下「寄附物品」という。）で金銭以外のものをいう。

３この規程において「賛助会員」とは、協会の行うスポーツ振興・事業の目的に賛同し、使途を特定しない賛助寄附金（口数を単位として行う寄附金）を納入し、事業及び法人運営に対し協力、支援を行っている団体及び個人をいう。

（受入れ制限）

第３条　寄附金等を受け入れる場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

（１）寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。

（２）寄附金等を受け入れることにより、財政的負担が課せられる恐れがあるもの。

（３）寄附金を受け、活用した結果得られた知的財産権に基づく権利を寄附者に譲渡し又は無償使用させること。

（４）寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

（５）寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金等の全部又は一部を取消すことができること。

（６）協会への便宜供与を求める恐れがあるもの。

（７）謝金の支払対象者（指導者、スタッフ、協会関係者等）、又、支払対象者と生計を一にする配偶者等親族から、寄付金等を受けること。

（８）その他理事長が特に業務に支障があると認めたもの。

（寄附金等の申込み）

第４条　寄附金等の寄附の申し出は寄附金申込書（別紙様式１）により会長に対して行うこととする。

２理事長は、賛助会員に対して賛助会員申込書（別紙様式２）により１口５千円の寄附金を受けることができる。

（寄附金の使途）

第５条　寄附者は寄附金の申し出に当たり、その使途を特定することができる。ただし、寄附者が使途を特定した寄附金以外については、当該寄附金の５０％以上を公益目的事業に使用するものとする。

（寄付金等取扱責任者の設置）

第６条　寄付金等取扱管理責任者を財務委員長、事務局長とする。

（受入れの決定）

第７条　寄付金等取扱管理責任者は、寄附金等の寄附の申し出があったときは、第３条の規定に抵触しないと認めた場合に限り、役員会等に報告し、当該寄附金等の受け入れを決定する。

（受入れの通知）

第８条　寄付金等取扱管理者は前条により寄附金等の受け入れを決定したときは、寄附金等の受け入れを決定したこと及びその使途について寄附者に通知する。

（寄附物品等の事務処理手続）

第９条　寄附物品については、協会の経理規程等に定める手続きに従い処理するものとする。

２寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

３固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

（規程の変更）

第１０条　この規程は協会の理事会の議決によって、変更することができる。

附則　１この規程は、平成２８年１０月１６日理事会及び役員会議決により決定。

２この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

２０２１年１０月１５日　一部改訂

様式１

寄附申込書

年　　月　　日

一般社団法人日本デフ陸上競技協会

会長　　様　　印

氏名（個人）	印
団体名 代表者・職・氏名	印
住所	
電話番号	

貴協会のスポーツ振興・事業の趣旨に賛同し、下記のとおり貴協会に寄附します。

１現金（有価証券）金　　円也

使途区分	寄付金額
１公益目的事業全般	金　　円也
２（　　）事業	金　　円也
３法人会計	金　　円也
４使途目的は特定しない	金　　円也
５　その他	

振込予定日　　年　　月　　日

【振込先口座】

みずほ銀行　横浜駅前支店　普通口座　店番号：292　口座番号：2924387

口座名義：一般社団法人日本デフ陸上競技協会特別会計部

シャ）ニホンデフリクジョウキョウギキョウカイトクベツカイケイブ

２物品・固定資産

品名	形状	数量	備考